告示

○総務省告示第百六十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の固定資産税から適用する。

平成三十年四月二十四日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
［1　略］	［1　同左］
2　次に掲げる者が所有する索道に係る搬器	2　次に掲げる者が所有する索道に係る搬器
所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)　略］	［(　1)　同左］
(　2)　株式会社白馬さのさか（白馬さのさかスキー場に係るものに限る。）　同	(　2)　東和観光株式会社（白馬さのさかスキー場に係るものに限る。）　同
3　次に掲げる登録記号の航空機	3　次に掲げる登録記号の航空機
登録記号 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	登録記号 ／ 価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　4)～(　7)の2　略］	［(　4)～(　7)の2　同左］
(　7)の3　ＪＡ36ＣＡ　同	［新設］
(　7)の4　ＪＡ761Ａ　同	(　7)の3　ＪＡ761Ａ　同
［(　8)　略］	［(　8)　同左］
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産
1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両
所有者	所有者
［(　1)～(　46)の5　略］	［(　1)～(　46)の5　同左］
(　46)の6　削除	(　46)の6　養老鉄道株式会社
［(　46)の7　略］	［(　46)の7　同左］
(　46)の8　一般社団法人養老線管理機構	［新設］
［(　53)　略］	［(　53)　同左］
(　54)　削除	(　54)　ダイヤアメニティコーチ有限会社（近畿日本鉄道株式会社が使用するものに限る。）
(　56)　削除	(　56)　エフケーサンバリーシング有限会社（京成電鉄株式会社が使用するものに限る。）